

中井町空き家活用新規創業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家対策の一環として、空き家の有効な活用を促進し、地域の活性化及び地域づくりの推進を図るため、町内の空き家を利用して新規創業する事業者に対して、空き家の取得に係る経費の一部を補助する中井町空き家活用新規創業支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、中井町補助金等の交付に関する規則（平成10年中井町規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在する居住を目的とした建物（併用住宅を含む。）のうち、人が現に居住していないものをいう。
- (2) 事業 一定の目的をもってなされる同種の行為の反復継続的遂行をいう。
- (3) 基準日 事業の開始日をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 基準日から5年以上、取得した当該空き家において事業を継続できること。
- (2) 地域の活性化、社会的及び地域的課題の解決の一助となるような地域貢献に資する別表1に掲げる事業を行うこと。
- (3) 補助対象者が、第4条に規定する補助対象経費を負担していること。
- (4) 補助対象者が、町税を滞納していないこと。
- (5) 過去に当該空き家の取得に関する類似の国、県又は町による補助金等の交付を受けていないこと。
- (6) 補助対象者が、中井町暴力団排除条例（平成23年中井町条例4号）第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等でないこと。
- (7) 補助対象者が、中井町暴力団排除条例（平成23年中井町条例4号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (8) その他町長が適当でないと認める者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 空き家及びこれに付帯する設備の取得に要する売買契約に係る経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）
 - (2) その他町長が必要と認める経費
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は補助対象としないものとする。
- (1) 当該空き家の改修に要する経費
 - (2) 土地の購入に係る経費
 - (3) 造成工事及び門、塀その他の外構工事に係る経費
 - (4) 家具又は電気機械器具の購入、設置等に係る経費
 - (5) 物置、車庫等の建築物の設置に係る経費
 - (6) 町長が補助の対象として適当でないと認めるものに係る経費

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、中井町空き家活用新規創業支援補助金交付申請書（第1号様式）を基準日から1年以内に町長に提出しなければならない。

- 2 中井町空き家活用新規創業支援補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 調査同意書兼誓約書（第2号様式）
 - (2) 申請者が個人の場合は開業届の写し、法人又はその他の団体の場合には定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又はこれらに準ずる書類
 - (3) 事業概要書（第3号様式）
 - (4) 事業を営むに当たり必要な許認可または資格がある場合、これを証する書類の写し
 - (5) 当該空き家の売買契約書等売買契約を締結したことを証する書類の写し
 - (6) 当該空き家の位置図
 - (7) 当該空き家の建物登記簿の全部事項証明書
 - (8) 領収書等支払を証する書類の写し
 - (9) 当該空き家の現況写真
 - (10) その他町長が必要と認める書類

（交付又は不交付の決定）

第7条 町長は、中井町空き家活用新規創業支援補助金交付申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付（補助金の額を含む。）又は不交付を決定し、中井町空き家活用新規創業支援補助金交付（不交付）決定通知書（第4号様式）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助金交付決定者」という。）は、速やかに中井町空き家活用新規創業支援補助金交付請求書（第5号様式）を町長に提出するものとする。

(補助金の交付)

第9条 町長は、中井町空き家活用新規創業支援補助金交付請求書が提出されたときは、速やかに補助金交付決定者に補助金を交付するものとする。

(調査)

第10条 町長は、補助金の適正執行のために必要があると認めるときは、申請者、補助金交付決定者、当該空き家の売主等に対し、報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 町長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する補助対象者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 調査同意書兼誓約書に記載された事項に違反があったとき。
- (3) 第6条の規定による申請に関し、偽りその他不正な行為があったとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、中井町空き家活用新規創業支援補助金返還命令書（第6号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命じるものとし、返還を求める金額は別表2のとおりとする。

3 前項の規定により補助金の返還を命じられた補助金交付決定者は、町長が定める期限までに当該補助金を返還しなければならない。

(空き家の買主の努力義務)

第12条 空き家の買主は、耐震診断及び耐震改修工事を行う等適正な管理に努めなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に際し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月15日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

大分類	中分類	小分類
小売業	各種商品小売業	その他の各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業	呉服・服地・寝具、男子服、婦人・子供服、靴・履物、その他の織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業	各種食料品、野菜・果実、食肉、鮮魚、酒、菓子・パン、その他の飲食料品小売業
	機械器具小売業	自動車、自転車、機械器具
	その他の小売業	家具・建具・畳、じゅう器、医薬品・化粧品、農耕用品、書籍・文房具、スポーツ用品・がん具・娯楽用品・楽器、写真機・時計・眼鏡、他に分類されない小売業
飲食サービス業	飲食店	食堂、レストラン、専門料理店、そば・うどん店、すし店、酒場、ビヤホール、喫茶店、その他の飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業	持ち帰り飲食サービス業、配達飲食サービス業
生活関連サービス業・娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	洗濯業、理容業、美容業、一般公衆浴場業、その他の公衆浴場業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業
	娯楽業	スポーツ施設提供業
教育・学習支援業	その他の教育、学習支援業	学習塾、教養・技能教授業、他に分類されない教育、学習支援業
医療・福祉	医療業	施術業

備考 対象業種は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類を参考とする。

別表 2（第 11 条関係）

基準日からの経過年数	返還を求める金額
1 年未満	交付額の 1 0 0 分の 1 0 0
1 年以上 2 年未満	交付額の 1 0 0 分の 8 0
2 年以上 3 年未満	交付額の 1 0 0 分の 6 0
3 年以上 4 年未満	交付額の 1 0 0 分の 4 0
4 年以上 5 年未満	交付額の 1 0 0 分の 2 0

第1号様式（第6条関係）

中井町空き家活用新規創業支援補助金交付申請書

年 月 日

中井町長 殿

申請者 法人等所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

中井町空き家活用新規創業支援補助金交付要綱第6条第1項の規定により、補助金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

取得した空き家の所在地及び新たな所有者	所在地 中井町 所有者	
屋号または事業所名		
代表者住所、氏名	住所 氏名	
業 種		
事業開始日 (基準日)	年 月 日	
対象経費及び補助金交付申請額	対象経費 円	補助金交付申請額 円
他の補助金の利用	有・無	利用する補助金の名称
当該空き家の状況	☐ 人が現に居住していない (☒ をすること。)	
	人が現に居住していない場合 空き家となった時期 年頃 (わかる範囲で記載)	

添付書類（添付する書類に☑をすること。）

- ☐ 調査同意書兼誓約書（第2号様式）
- ☐ 申請者が個人の場合は開業届の写し、法人又はその他の団体の場合には定款及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又はこれらに準ずる書類
- ☐ 事業概要書（第3号様式）
- ☐ 事業を営むに当たり必要な許認可または資格がある場合、これを証する書類の写し
- ☐ 当該空き家の売買契約書等売買契約を締結したことを証する書類の写し
- ☐ 当該空き家の位置図
- ☐ 当該空き家の建物登記簿の全部事項証明書
- ☐ 領収書等支払を証する書類の写し
- ☐ 当該空き家の現況写真
- ☐ その他町長が必要と認める書類

第 2 号様式（第 6 条関係）

調査同意書兼誓約書

年 月 日

中井町長 殿

申請者 法人等所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号

中井町空き家活用新規創業支援補助金の交付決定に必要な範囲において、町長が申請者に関する事項について調査し、又は関係機関に照会することに同意します。
併せて、下記事項を誓約します。

記

1 基本情報

屋号または事業所名	
代表者住所、氏名	住所 氏名
業種	
町税の滞納の有無	有 無

2 誓約事項

- (1) 中井町空き家活用新規創業支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 3 条に規定する要件を全て満たし、かつ、本申請内容には虚偽がないこと。
- (2) 本事項に違反があったときは、速やかに町長に報告するとともに、要綱第 11 条第 2 項に基づく返還命令に従い、補助金の全部又は一部を返還すること。

第 3 号様式（第 6 条関係）

事業概要書

年 月 日

中井町長 殿

申請者 法人等所在地
事業 者 名
代表者氏名
電 話 番 号

記

屋 号 ま た は 事 業 所 名	
業 種	
営 業 日	
事 業 内 容	(※事業内容がわかる資料やチラシ等を添付する場合、省略可)

第 4 号様式（第 7 条関係）

中井町空き家活用新規創業支援補助金交付（不交付）決定通知書

第 号
年 月 日

様

中井町長 印

年 月 日付けで申請のありました中井町空き家活用新規創業支援補助金について、中井町空き家活用新規創業支援補助金交付要綱第 7 条の規定により、交付（不交付）の決定をしましたので、下記のとおり通知します。

記

取得した空き家の 所在地及び所有者	所在地 中井町 所有者
事業開始日 （基準日）	年 月 日
対象経費	円
交付決定額	円
備考	

中井町空き家活用新規創業支援補助金交付要綱

第5号様式（第8条関係）

中井町空き家活用新規創業支援補助金交付請求書

年 月 日

中井町長 殿

(請求者)

法人等所在地

事業者名

代表者氏名 印

電話 番 号

年 月 日付け 第 号により交付の決定を受けた中井町空き家活用新規創業支援補助金について、中井町空き家活用新規創業支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・農業協同組合 信用金庫・信用組合						
本支店名	本 店・支 店 支 所・出 張 所						
口座種別	当 座 ・ 普 通						
口座番号							
口座名義人	フリガナ						

中井町空き家活用新規創業支援補助金交付要綱

第 6 号様式（第 11 条関係）

第 号
年 月 日

様

中井町長 印

中井町空き家活用新規創業支援補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした補助金については、交付の決定を取り消しましたので、中井町空き家活用新規創業支援補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

交付決定額	円
交 付 済 額	円
返 還 命 令 額	円
納 付 期 限	年 月 日まで
取 消 理 由	
備 考	